



故人と語り合う やさしい空間

令和4年10月完成



名 称
メモリアルパークののいち

施設概要
敷地面積 19,562.86㎡
施設型合葬墓(納骨堂)、樹林型合葬墓(埋蔵墓)、一般墓(壁型・芝生型・墓石型)
記名板、多目的広場(調整池)、駐車場(約100台)、トイレ、事務所

所在地
〒921-8834 野々市市中林土地区画整理事業施行地区24街区1番

問い合わせ先
野々市市 地域政策部 市民生活課 電話(076)227-6052

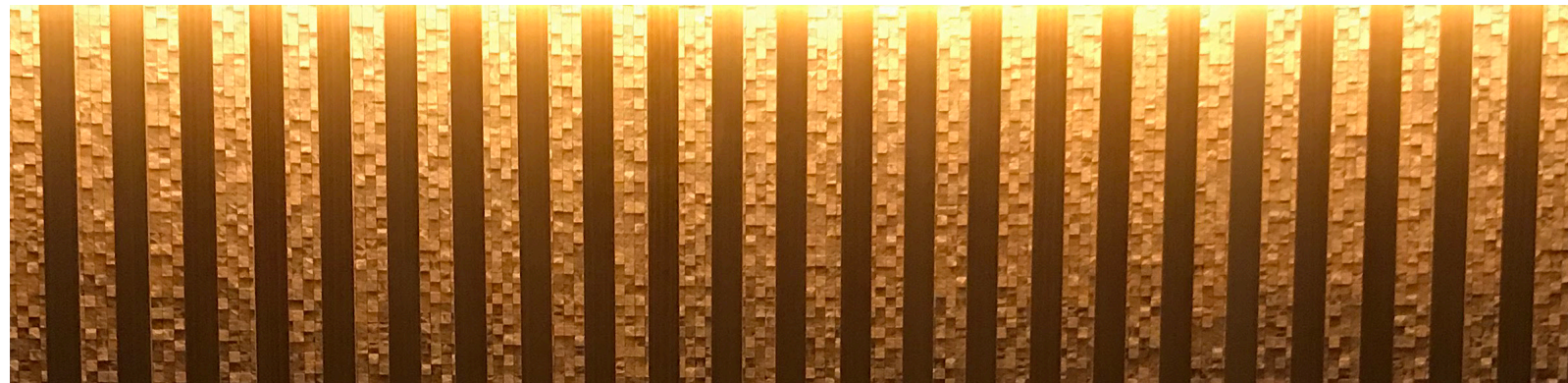
広域マップ



詳細マップ



メモリアルパークののいち Memorial Park Nonoichi





施設の概要

市民の心の拠りどころ メモリアルパークののいち



野々市市の南西部に位置する市営墓地公園「メモリアルパークののいち」は、『“ふるさと野々市”として市民に親しまれる墓地』を基本理念に掲げ、故人を偲ぶ場・憩いの場・緑豊かな場として、新しい墓地空間の創出を目指します。

多様な墓地ニーズに対応するため、中央に施設型合葬墓(納骨堂)、南西側に樹林型合葬墓(埋蔵墓)を整備し、周囲に区画分譲型の一般墓を配置します。

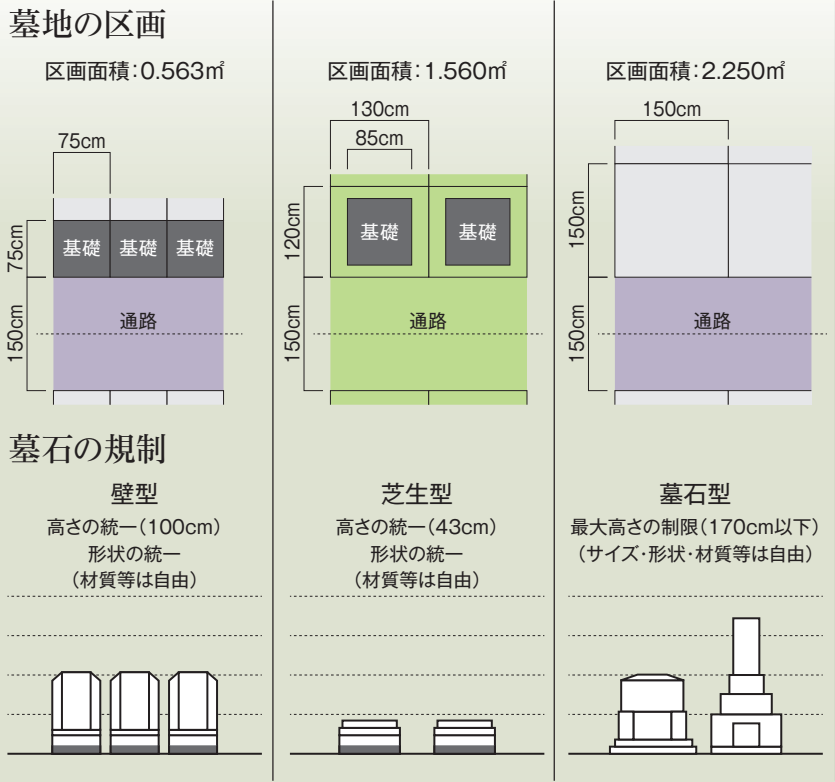
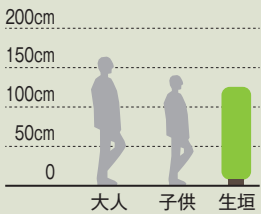
約100台の駐車場を設け、多目的広場も整備しているので、小さな子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が交流できます。

一般墓

周辺環境と調和した区画型墓地

一般墓は3種類の形態ごとに配置を区分します。骨壺数は、7寸サイズでは芝生型5壺・壁型2壺、4寸サイズでは芝生型25壺・壁型5壺が収納可能です。また、墓地公園周辺には市街地が形成されることから、墓石のサイズ、形状等において規制を設け、周辺環境に配慮した景観づくりを誘導します。

※実際に埋葬する骨壺サイズにより、収納可能な数が変わります。



施設型合葬墓（納骨堂）

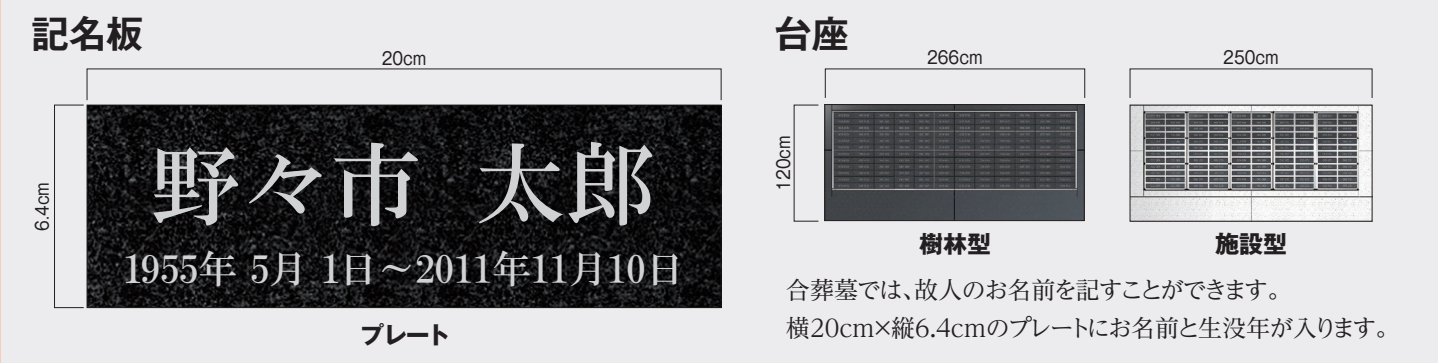
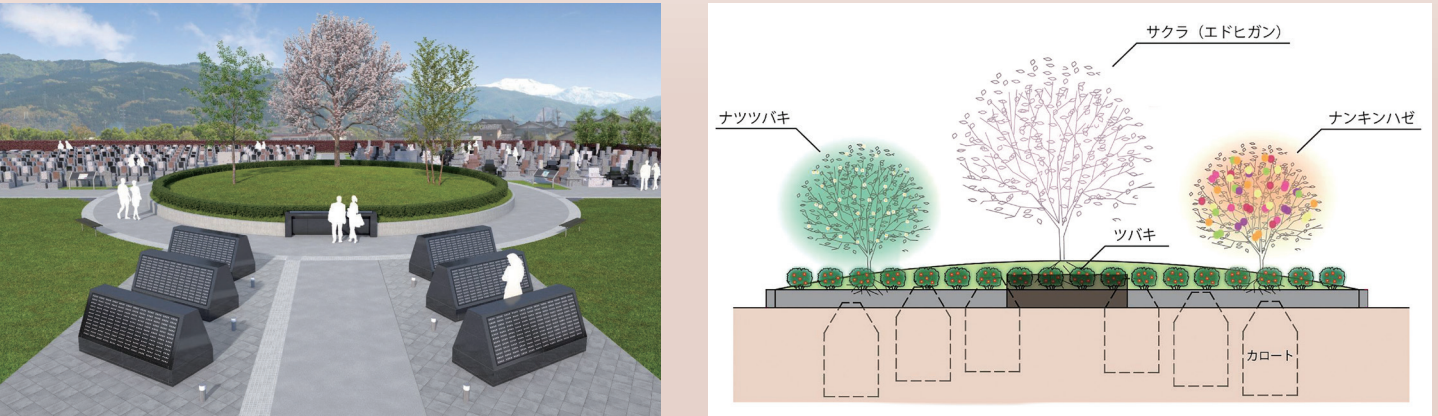
自然素材を活かした、温かみと親しみのある納骨堂



建築概要	
構造	鉄筋コンクリート造+木造(梁・屋根)
地上高さ	6.4m
建築面積	490.63㎡
延床面積	370.64㎡
骨壺収容可能数	2,058体

樹林型合葬墓（埋蔵墓）

四季折々の花咲く、緑豊かな埋蔵墓



施設型合葬墓は、石川県産材を多用した大きな屋根と底のある円形の納骨堂です。風雨や日差し等に左右されない屋内型施設の中央奥には、シンプルで厳かな「和」を表現したシンボリックな礼拝空間があります。また、施設内には、公園利用者兼用の公衆トイレ、さらに南側の屋外軒下にはベンチ等を配置し、公園利用者の休憩所としても使用できます。

樹林型合葬墓は、四季折々の花咲く樹林を墓標として配置した永代使用型の墓地です。円形の墓地には、サクラ・ナツツバキ・ナンキンハゼの3本の樹木を植え込み、周囲に市の花木ツバキの生け垣があります。張芝の下には円筒型のカロート(納骨空間)を埋め込みます。遺骨収容可能数は、5,000体です。

料金表

使用料・申し込み資格など

種 別			期 間	使用料		年間 管理料	申し込み資格		その他	
							市内在住			市外 在住
							1年以上	1年未満		
合葬墓	施設型 (納骨堂)	生前予約	納骨後 10年間	1 体	200,000 円	0 円	○	△ 市内に1年以上 在住していた親 族の遺骨を所持 している場合の み、通常の1.5倍 の使用料で申し 込み可能です。	・生前予約は65歳以上 ・期間延長は既に納骨して いる人のみで、10年経過毎 に申込可能です。	
		焼骨所持			180,000 円					
		期間延長	10年間		100,000 円					
	樹林型 (埋蔵墓)	生前予約	無期限		100,000 円					
		焼骨所持			90,000 円					
	記名板		40,000 円							
一般墓	壁 型	無期限	1 区画	150,000 円	4,800 円		×	管理料未納や管理する者 がいなくなる前に使用者自 身で改葬等の手続きを行っ てください。		
	芝生型			338,000 円						
	墓石型			450,000 円						

一般墓…墓石の金額は含みません。
納骨堂…使用許可期間経過後、樹林型(埋蔵墓)に改葬する場合の使用料も含まれています。
市外にある遺骨を市民が改葬する場合も申し込みできます。

使用許可の取消	○宗教・宗派にとらわれない施設です。 ○お墓参りや法要の際に使用した献花などは、お持ち帰りいただきます。
一般墓	○維持管理について 使用区画内の除草、清掃等の維持管理は使用者が行う必要があります。 ○埋葬方法 必要な手続きを行ったうえで、ご遺族の方などが直接埋葬してください。
合葬墓	○合葬墓は、職員等が行いますので、ご遺族の方が立ち会うことはできません。 ○合葬墓は永代供養墓ではありません。墓地として永年使用可能ですが、市が個人の供養のために定期的な法要等を行うことはありません。必要に応じて各自が寺院等に依頼し行ってください。 ○納骨堂…納骨堂内部に入っている参拝はできません。また、納骨したお骨を納骨堂からだしての参拝はできません。
その他(注意事項)	○使用許可書を紛失した場合は再交付を受けてください。 ○使用許可書の記載事項(申請者の氏名・住所)に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて変更の手続きを行ってください。(埋蔵者の変更はできません。) ○一度納入いただいた使用料及び管理料は、理由を問わず返還することはできません。遺骨を埋蔵等する前(未使用の状態)に返還された場合でも、使用料の返還は行いません。

運営の流れ

受付から埋葬、管理まで

